90110

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　６月　１日　至　令和　８年　５月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団はら~~心療~~クリニック

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県下関市川中豊町七丁目２番１６号

(3) 設立認可年月日　　平成　９年　９月１１日

(4) 設立登記年月日　　平成　９年１０月　２日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	原　宏二	はらクリニック　管理者
理　事	原　曜子	
理　事	原　正吾	
理　事	原　尚子	
監　事	原　清	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人社団はらクリニック	３５１０１１５２２７	山口県下関市川中豊町７丁目２番１６号	一般病床　０床 療養病床　０床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年　７月１２日　　令和６年度決算の決定

令和８年　５月２０日　　令和８年度予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団　はらクリニック
所在地　下関市川中豊町７丁目２番１６号

※医療法人整理番号	9	0	1	1	0

財　産　目　録

（令和８年　５月３１日現在）

１．資　産　額　304,813 千円
２．負　債　額　79,866 千円
３．純　資　産　額　224,947 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		85,643
B 固定資産		219,170
C 資産合計	（A＋B）	304,813
D 負債合計		79,866
E 純資産	（C－D）	224,947

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団　はらクリニック
所在地　下関市川中豊町７丁目２番１６号

※医療法人整理番号	9	0	1	1	0

貸　借　対　照　表

（令和８年　５月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	85,643	**Ⅰ 流動負債**	2,398
Ⅱ 固定資産	219,170	**Ⅱ 固定負債**	77,468
１ 有形固定資産	171,421	負債合計	79,866
２ 無形固定資産	3,263	純資産の部	
３ その他の資産	44,486	科目	金額
		Ⅰ 出資金	7,000
		Ⅱ 資本剰余金	
		Ⅲ 利益剰余金	217,947
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	224,947
資産合計	304,813	負債・純資産合計	304,813

様式４－２

法人名　医療法人社団　はらクリニック
所在地　下関市川中豊町７丁目２番１６号

※医療法人整理番号	9	0	1	1	0

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　6月　1日　至　令和　8年　5月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	87,914
２　事業費用	92,607
本来業務事業損失	4,693
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	
２　事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	4,693
Ⅱ　事業外収益	1,073
Ⅲ　事業外費用	1,053
経常損失	4,673
Ⅳ　特別利益	
Ⅴ　特別損失	
税引前当期純損失	4,962
法人税等	
当期純損失	4,962

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
　　２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　はらクリニック
理事長　原　宏二　　殿

私（注１）は、医療法人社団　はらクリニックの令和７会計年度（令和　７年　６月　１日から令和　８年　５月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　７月２５日
医療法人社団　はらクリニック
監事　原　清

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。